

監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人山形大学の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第7期事業年度における業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の重要な会議に出席するほか、役員等から業務の状況を聴取し、重要な書類を閲覧し、本部及び学部等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人山形大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 学長及び理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実は認められません。

平成23年6月14日

国立大学法人 山形大学

監事 高橋 博

監事 三浦正昭

平成22年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人山形大学の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第7期事業年度の決算について監査したところ、適法に処理されており、財務諸表及び決算報告書のとおり相違ないことを確認します。

平成23年6月14日

国立大学法人 山形大学

監事 高橋 博

監事 三浦正昭